

議会運営委員会会議録

(令和元年5月28日)

栄町議会

議 会 運 営 委 員 会

議 事 日 程

令和元年5月28日（火曜日）

午後1時30分開会

- 事 件 （1）令和元年第2回栄町議会定例会の付議事件について
- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 町長提出議案 | 26件 |
| 人事案件 | 2件 |
| 総合事務組合規約の一部改正協議 | 1件 |
| 新規条例 | 1件 |
| 条例の一部改正 | 12件 |
| 補正予算 | 3件 |
| 専決処分の承認 | 4件 |
| 報告 | 3件 |
| 2. 議員提出議案 | 1件 |
| 栄町議会傍聴規則の一部を改正する規則 | |
- （2）諸般の報告について
- | | |
|----------------|----|
| 1. 現金出納の検査結果報告 | 3件 |
| 2. 陳情 | 3件 |
| 3. 議員派遣報告 | 1件 |
- （3）一般質問について 通告者6名
- （4）会期、議事日程、会議録署名議員の指名について
- （5）その他、議会運営に関する事

出席委員（6名）

委員長 大澤 義和 君
委員 戸田 栄子 君
委員 大野 徹夫 君

副委員長 松島 一夫 君
委員 高萩 初枝 君
委員 橋本 浩 君

欠席委員（なし）

出席を求めた者

議長 大野 博 君

出席を求めたが欠席した者

副議長 金島 秀夫 君

説明のため出席した者

総務課長 古川 正彦 君

出席議会事務局

事務局長 野平 薫 君

書記 藤江 直樹 君

◎ 開 会

○委員長（大澤義和君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（大澤義和君） 本日は、令和元年第2回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。委員の皆様及び議長、また町執行部から古川総務課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、大野議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（大野 博君） 今回の議会は元年に変わりまして、令和元年初の定例会ということで、最近、天候の不順があつて昨日まではすごく暑かつた、今日は過ごしやすいですけども。体調だけは十分、留意して乗り切っていたきたいと思ひます。

今回は一般質問が6名、町長提出議案が26件、皆さん、体調、健康を維持しながら頑張っていただけだと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

◎ 審 議

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は6月4日、火曜日です。現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案等が26件、その内訳といたしまして、諮問を含めた人事案件2件、総合事務組合の規約の一部改正協議1件、条例の制定1件、条例の一部改正12件、補正予算3件、専決処分の承認4件、報告が3件です。また、発議案が1件、栄町議会傍聴規則の一部を改正する規則が提出されております。

なお、一般質問は6名となっております。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

初めに、町長提出議案等26件について、古川総務課長より説明をお願いいたします。古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） それでは私より、令和元年第2回栄町議会定例会への提出予定議案等につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、町からの提出予定議案等でございますが、ただいま委員長からお話がありましたように、諮問を含む人事案件が2件、専決処分の承認が4件、協議が1件、新規条例が1件、条例の一部改正が12件、元号表記が変わります令和元年度となります補正予算が3件、報告3件で合計26件でございます。

それでは初めに、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、所管

課は総務課でございます。概要でございますが、現委員の日暮秀男氏の任期が、本年9月30日に満了となることに伴い、その後任の委員の候補者として、柏木伸治氏を法務大臣に推薦すべく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、所管課は財政課でございます。概要でございますが、損害賠償等請求の訴訟に係る予算執行について、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、歳入歳出それぞれ130万円増額する、平成31年度栄町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年4月4日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて、所管課は税務課でございます。概要でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことなどにより、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、地方自治法第179条第1項の規定により、栄町税条例等の一部を改正する条例を制定することについて平成31年3月29日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第3号、こちらにつきましても専決処分の承認でございます。同様の理由から、栄町都市計画税条例の一部を改正する条例を制定することについて、平成31年3月29日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第4号、こちらも専決処分の承認でございます。概要でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことにより、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、地方自治法第179条第1項の規定により栄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第5号、栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について、所管課は総務課でございます。概要でございますが、現委員の鈴木勉氏の任期が本年6月30日をもって満了となることに伴い、同氏を再任すべく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第6号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、所管課は総務課でございます。概要でございますが、令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の

数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を制定する事について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第7号、栄町税条例の一部を改正する条例、所管課は税務課でございます。概要でございますが、地方税法等の改正を踏まえ、個人町民税に係る申告書記載事項の簡素化等及び非課税の対象範囲の拡大、軽自動車税に係る環境性能割の軽減措置及び種別割の税率の特例見直しなどについて改正を行うものでございます。

続きまして、議案第8号、栄町使用料条例の一部を改正する条例、所管課は財政課でございます。概要でございますが、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、公の施設及び行政財産の使用料について改正を行うものでございます。

続きまして、議案第9号、栄町手数料条例の一部を改正する条例、所管課は消防防災課でございます。概要でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえ、貯蔵所の設置許可申請に対する審査、製造所等の完成検査前検査及び特定屋外タンク貯蔵所の保安検査に係る標準手数料の額の引上げについて改正を行うものでございます。

続きまして、議案第10号、栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、所管課は福祉・子ども課でございます。概要でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、卒園後受入れを行う連携施設の確保を不要とする条件の追加などに加え、食事の提供の経過措置に係る対象の拡大について、改正を行うものでございます。

続きまして、議案第11号、栄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、所管課は福祉・子ども課でございます。概要でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、放課後児童支援員となるのに必要な研修の実施主体について、政令指定都市の長を追加するものでございます。

続きまして、議案第12号、栄町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例、所管課は福祉・子ども課でございます。概要でございますが、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、子育てヘルパーに係る手数料について改正を行うとともに、町単独事業であった障害者（児）ホームヘルパー派遣事業が障害者総合支援法に基づくサービスに移行していることから当該事業に係る規定を削除するものでございます。

続きまして、議案第13号、栄町介護保険条例の一部を改正する条例、所管課は健康介護課でございます。概要でございますが、介護保険法施行令の改正を踏まえ、所得段階の第1段階から第3段階までの者に対する介護保険料の軽減などについて改正を行うものでございます。

続きまして、議案第14号、栄町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例、所管課は環境協働課でございます。概要でございますが、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、一般廃棄物収集運搬手数料について、改

正を行うものでございます。

続きまして、議案第15号、栄町森林環境譲与税基金条例、所管課は産業課でございます。概要でございますが、国から譲与される森林環境譲与税を積み立て、森林の整備及びその促進に関する施策に要する資金に充てるため、新たに栄町森林環境譲与税基金を設置するものでございます。

続きまして、議案第16号、ドラムの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、所管課は産業課でございます。概要でございますが、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、交流室及び物産館の利用料金の上限額について、改正を行うものでございます。

続きまして、議案第17号、栄町自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例、所管課は建設課でございます。同様の理由により、放置自転車等の撤去などに要した費用として徴収する額について改正を行うものでございます。

続きまして、議案第18号 栄町下水道条例の一部を改正する条例、所管課は下水道課でございます。概要でございますが、同様の理由により、下水道使用料に係る消費税率の改正を行うものでございます。

議案第19号、栄町火災予防条例の一部を改正する条例、所管課は消防防災課でございます。概要でございますが、工業標準化法の改正による規格名称の改正を行うとともに、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正を踏まえ、住宅用防災警報器等の設置が免除される設備が追加されることなどについて改正を行うものでございます。

続きまして、議案第20号から第22号につきましては、令和元年度における3会計の補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するものでございます。所管課は財政課でございます。今回におきましても誠に申し訳ございませんけれども、補正予算案につきましては現在調製中でございますので、その概要についてのみご説明とさせていただきます。

初めに、議案第20号、令和元年度栄町一般会計補正予算（第2号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約1億4,300万円増額する予定で調整をしております。

続きまして、議案第21号、令和元年度栄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約280万円増額する予定で調整をしております。

続きまして、議案第22号、令和元年度栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約10万円増額する予定で調整をしております。

続きまして、報告第1号、継続費繰越計算書について、所管課は財政課でございます。概要でございますが、平成30年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計補正予算（第2号）第1条により変更した継続費の平成30年度年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、支出を終わらなかったものについて逡次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第2号、繰越明許費繰越計算書について、所管課は財政課でございます。概要でございますが、平成30年度栄町一般会計補正予算（第4号）第2条及び平成30年度栄町一般会計補正予算（第5号）第2条により定めた繰越明許費について翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その旨を議会に報告するものでございます。

最後に、報告第3号、繰越明許費繰越計算書について、所管課は財政課でございます。概要でございますが、平成30年度栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）第2条により定めた繰越明許費について翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その旨を議会に報告するものでございます。

最後に、以上、町からの提出予定議案等につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。町長提出議案等の説明が終わりましたが、質疑をおうかがいする前にここでおはかりいたします。諮問第1号及び議案第5号については人事案件につき、先例により初日の4日、提案理由の説明のあと質疑・討論・採決まで行うことにしたいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（大澤義和君） ご異議ないようですので、諮問第1号及び議案第5号は初日の4日、提案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことに決定しました。

次に、議案第15号は、新規条例ですので経済建設常任委員会に付託し、審査することにしたと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（大澤義和君） ご異議がないようですので、議案第15号は、経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

それでは町長提出議案等の説明に対し、質疑等あればお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○委員長（大澤義和君） それではご異議ないようですので、町長提出議案等については、以上のおりといたします。

次に、発議案第1号について野平事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、私のほうから今回の発議案であります、栄町議会傍聴

規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

まず、提出者でございますが、3 常任委員長、大澤議員、戸田議員、大野徹夫議員の各常任委員長で提出していただくということになるかと思えます。内容につきましては、今回の一部改正については、個人情報保護の観点から、傍聴人が他の傍聴人の個人情報を閲覧することができないように運用するため、傍聴受付の記入の際、一覧表となっている「傍聴人受付簿」を「傍聴人受付票」、個票とすることによりまして他の人の氏名、住所等がわからないようにするということとなります。併せて字句の整理をするというものでございます。なお、本会議の受付簿については既に個票で受付箱に投函するようになっておりますが、委員会の受付簿については他の傍聴人が誰か見えてしまうようになっておりますことから、全国町村議長会の標準傍聴規則に倣って今回、それも一緒に直そうということでございます。

以上です。

○委員長（大澤義和君） それでは、ただ今の発議案の説明に対し、何かご質疑等あればお願いいたします。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 個にすることについてはいいと思うんですけど、例えば議場に傍聴のかたがみえてるのを私達議員も、また同じ傍聴者もわかるわけですよ。誰さんが来てる、例えば知り合いの人とか来てますよね。だからそういうのは自然に周知されるというかわかるんですね。それはそれでいいと思うんですが、議員が何月議会でどうかたが傍聴に、本議会では来てらしたのかなっていうときに、例えば議員が傍聴者が10名なら10名いましたけどどうかたがみえたんですか、っていうことも、これはこの規則によって議員がその名簿みせてもらうことも駄目ですよ。確認させてください。前は見れたんですよ、昔は。

○委員長（大澤義和君） 野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） 今回の改正の前から、基本的には見ることはできません。傍聴人受付簿の段階で公表というか、要するに個人情報になりますので、それを公表することは無かったはずなので。

○委員長（大澤義和君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） その扱いは同じですね。

○委員長（大澤義和君） 野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） 同じですね。

○委員長（大澤義和君） ほかにございませんか。

[「なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） ご異議がないようですので、発議案については、以上のとおりいたします。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） 諸般の報告でございますが、まず、監査委員から現金出納の検査結果報告といたしまして、平成31年3月期分から令和元年5月期分までの3件について、いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨の報告をお願いいたします。

次に、陳情が3件、提出されております。「辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・海外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情」2件及び「米軍普天間飛行場の辺野古移転を促進する決議案採択のお願い」の計3件の陳情がありましたので、その写しを配布させていただきます。

次に、議員派遣報告ですが、平成31年2月26日からの議員派遣報告につきましては、議会事務局内の告知板へ掲示してございますので、配布は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありました諸般の報告については、説明のとおりといたします。何か質疑等あれば。

[「なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） 続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、一般質問の通告につきましては、お手元に通告書一覧を配布させていただいておりますが、6名の議員から出ております。通告順に申し上げますと、高萩議員、大野信正議員、戸田議員、岡本議員、松島議員、野田議員となっております。質問の内容につきましては、通告書のとおりであります。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 一般質問通告書、表紙の裏側、5番、松島一夫君、（1）、（2）、（2）でございます。

○委員長（大澤義和君） 野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） 訂正させていただきます。

○委員長（大澤義和君） 続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長より説明をお願いします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは初めに、お手元に配布してございます会期予定をご覧くださいと思います。いつものとおり、現時点では案ということでご理解いただきたいと思います。また、議事日程につきましても同様とさせていただきます。

初めに、会期といたしましては、6月4日火曜日、10時に招集されまして、翌週14日金曜日までの11日間となります。会議の内容といたしましては、初日4日は午前10時から町

長提出議案等の提案理由の説明となります。なお、先ほど決定いたしました人事案件につきましては、採決までお願いいたします。次に、本会議終了後、新規条例の審査として経済建設常任委員会を開催していただきます。そして、翌日の5日から11日まで議案調査のため休会に入りまして、一般質問を12日水曜日に2名、こちらにつきましては、12日の午前中に株式会社コメリの竣工式が開かれるということで、午後1時30分の開議でお願いしたいと思ます。翌13日木曜日は午前10時の開議で4名、そして最終日の14日は午後1時30分の開議で議案の質疑、討論、採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただいまの会期予定に準じた日程といたしまして第1号から第4号までを作成しております。

まず、初日4日の第1号をご覧いただきたいと思ます。日程的には、議案番号順に議題といたしまして、町長提出議案等の提案理由の説明になります。

なお、日程第6、諮問第1号と、日程第7、議案第5号の人事案件につきましては、質疑・討論の後、採決まで行っていただければと思ます。

次に、12日の第2号につきましては、一般質問の日程となりまして、2名、次に、13日の第3号につきましては、同じく一般質問の日程となりまして、4名、そして、最終日14日は町長提出議案等の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、3番議員、早川久美子議員、4番議員、大野信正議員にお願いしたいと思ます。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありました会議録署名議員については、説明のとおりといたします。

次に、会期、議事日程は、ただいまの説明のとおりとしたいと思ますが、これにご異議ございませんか。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 14日の午前中で何かあるんですか。

○委員長（大澤義和君） 野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） ありません。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 今までだと14日の午前中に一般質問2人入れて、木曜日、金曜日で終わってたパターンが多いんですが、それだと何か不都合ございますか。12日の一般質問、無しで。13日4人、14日の午前中2人で、2日で終わってスッキリすると思ますがいかがでございましょうか。

○委員長（大澤義和君） 野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） 今回、ちょっと条例の一部改正が多かったものですから、質疑の

時間が長くかかるとギリギリになってしまいますうかなということが懸念されたものですから、一般質問を最終日にもっていかないで頭をくっつけさせていただきました。ただ、これ午後からやれば結局は一緒なので、できないことはないと思います。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 今、局長の説明だと話の筋がちょっと違ってくる。議案、質疑、討論は午後に食い込まないから、午後だから午前中、一般質問やっても何ら影響が無いと思いますので、どうなんでしょうねと思います。

○委員長（大澤義和君） 他の委員の皆さまはどうでしょう。戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 原案にしたのは何か特別、意味があったわけではないんですか。あったんですか。

○委員長（大澤義和君） 今、局長から説明ございました。戸田委員。

○委員（戸田栄子君） じゃあそれを変えたらどうかという意見が出たら、それが支障がなければあれだし、支障は無いという判断でいいですね。その辺がよく意味がわからなかったんだけど。特別、何かその理由があって延ばしたのでなければ、もしこの議会運営委員会でどうなんでしょう、意見が多数であれば改正してほしいという意見が多ければいいし、原案でよく、どうなんですかこれ、採決。

○委員長（大澤義和君） それを皆さんに聞いているんですけども。松島委員、13日に4名やって、14日午前中に2名やって、午後から採決ということ。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 午後からですから、当初の予定どおり議案審議は13時30分から始められますよね。

○委員長（大澤義和君） どうでしょうか、他の委員の皆さん。大野委員。

○委員（大野徹夫君） 特別、問題なければ松島委員の意見でよろしいんじゃないですか。

○委員長（大澤義和君） 高萩委員。

○委員（高萩初枝君） 確認します、最終日は10時開会で、午前中、一般質問2人で、午後、議案ということ言ってるんですよね。それで12日を無くして。

○委員長（大澤義和君） 野平議会事務局長、どうですか。

○事務局長（野平 薫君） 時間的には十分、最終日も5時までには終わる日程にはなろうかと思っておりますので。いつもそのようにはやってはいたんですが。ではそのように。12日を休会にして、13日から一般質問4名、14日に一般質問2名とその後、採決のように、それでは会期予定と議事日程のほう訂正させていただきたいと思います。

○委員長（大澤義和君） 委員の皆さん、それでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（大澤義和君） それでは変更をお願いしまして、13日に10時開会、13時30分から2名ずつ4名、14日に午前中、一般質問を2名、午後から採決ということでもいい

ですね。では、議事日程は、今の説明のとおりに決定いたしました。

続きまして、その他ですが、初めに事務局長、何かありますか。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、その他ということで、何点かございますのでお知らせしたいと思います。

まず第1点目、このあと全員協議会を開催いたしますが、執行部より9件の議事が出ておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、クールビズの関係ですが、例年どおり、今年も5月1日からすでにクールビズが始まっております。クールビズということで男子職員はノーネクタイになっておりますので、議員の方々も今定例会はノーネクタイということで同様にお願いしたいと思います。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） ノーネクタイでいいんだっけ、それともノーネクタイにしないで、どちらだっけ。

○委員長（大澤義和君） 野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） 基本はノーネクタイにしてください、です。

それから、今定例会、6月議会になりますので、恒例の執行部との懇親会を最終日14日、議会終了後、17時30分から金田屋のほうで予定しておりますので、よろしくお願いいたします。それと、全員協議会のほうでもまたお話しますが、議員章、議員バッジの斡旋、それから今年も職員親睦会のほうでドラムのポロシャツを作るということで、またそちらのほうの議員の希望があるかどうか、また後の全員協議会のほうでおはかりしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。それではその他ですが、委員の皆さん、何かございませんか。

[「なし」という声あり]

◎ 閉 会

○委員長（大澤義和君） それではないようですので、これで議会運営委員会を閉会といたします。

午後2時3分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和元年6月13日

議会運営委員会委員長 大澤 義和